

第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年9月24日（木）
（豊岡市役所本庁舎大会議室）
午後1時45分開会

議事日程

諸報告

日程第1 議事録署名委員の指名

9番 井谷 勝彦 委員

10番 和田 敏明 委員

日程第2 会期の決定 9月24日 1日間

日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第6 第42号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの
証明について

日程第7 第43号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づ
く農地改良届出書受理について

日程第8 第44号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第9 第45号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議
について

日程第10 第46号議案 令和2年度豊岡市農政等に関する意見書について

出席委員（18名）

1番 瀧下 康徳

3番 平野 薫

4番 宮岡 正則

5番 平峰 英子

6番 石橋 重利

7番 栗原 安信

8番 上坂 定

9番 井谷 勝彦

10番 和田 敏明

11番 中島 覚

12番 西沢 泰裕

13番 大坪 豊

14番 高尾 利美

15番 大谷 均

16番 仲川 弘之

17番 原 清美

18番 村田 憲夫

19番 大原 博幸

欠席委員（1名）

2番 森田 強

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二

事務局次長……………上 阪 善 晴

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。暑かった夏も最近急に涼しくなりました。私も今日は長袖で来ているんですけど、朝が非常に涼しいものですから、今日は長袖の方がいいかなと思って来たんですけど、来てみるとやっぱりちょっと長袖は暖かいですね。特に駐車場から歩いてきたものですから汗をかきました。まだ夏の名残があるのかな、こんなことを感じているところでございます。そのせいかわかりませんが、彼岸花はみなさんのところは咲いてますでしょうか。うちのところも今、咲き始めたなという感じで昨年遅かったんですけども、今年も、普通この彼岸のころには満開になることが多いんですけど、ちょっと遅れているのかなという感じがいたしまして、異常気象というのは彼岸花にも影響を与えるのかなということを改めて感じているところでございます。稲刈りもほとんど終わりました、残りわずかになりましたけれども、お話聞いておきますと、あまり豊作じゃないなという声が多いように思います。ただ、去年よりはちょっといいかなという声も聞かれますので、そんなところかなというところでございます。

今日は第7回の総会ということで議案どおりに審議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。最初の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席・遅刻等の通告委員を報告します。欠席2番 森田強委員。以上、通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件14件、証明案件7件、届出書受理案件1件、協議案件3件、合計26件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

9番 井谷 勝彦 委員

10番 和田 敏明 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第7回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第7回総会（定例会）は、本日9月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項

を終わります。

第40号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 9月11日、原委員と私と事務局で3条申請の現地確認を行いました。事務局の説明どおりであります。やはり申請番号40番、先ほど研修会でもありましたように、3条申請ですね。人の土地に作業場を建てて、そして今回買われる、そういうようないろいろな事例もこれから発生すると思います。今日は事務局の方で3条申請と5条申請と同時で出すということで決めていただきました。こういう事例がございましたら事前に総会の前にいろいろなことを研修会を含めてみなさんと協議して決めていただきたいと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○12番（西沢 泰裕） 43番の案件で、この方は6月の総会で、たぶん隣接地になると思うんですけど、所有権の移転ということで許可されたと思います。きちんと管理はされていますか。

○事務局（古谷 明仁） 以前、西沢委員の方から質問を受けまして、その前から今回その隣接を3回売買されています。柚子であるとか、今回はみかんですね。きちんと管理されています。以上です。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

○9番（井谷 勝彦） 41番の案件なんですけども、耕作、畑でいって野菜等をされるのはいいんですけども、4反にあわすための18条の解約というのがあると思うんですけども、この田んぼ等も管理されるだけの能力はあるんでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） 先ほど西田の方からもあったように、年間150日くらい農業をされている中で、この方は高齢の方1人なんですけども、農業に対しては150日間出られますし、一部、農作業の部分委託をされると記載はあります。近所の方に耕うんは頼みますと。ただそれ以外野菜づくりに精を出してがんばりたいと意欲は記載さ

れています。水稲についても一部委託はあるかもわかりませんが、農地の管理は本人さんがされるということです。

○9番（井谷 勝彦） 分かりました。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 9月14日、瀧下委員、事務局2名、関係部局1名の5名で現地を回りました。この中で48番と49番のところの転用目的の中で括弧書きがありますが、一時転用、一般の場合ということで48番の場合は3年間。49番の場合は認定農業者ということで事務局から説明のあったとおり10年。3年と10年という違いがございます。それと同じ49番の案件なんですけど、14日に現地確認に行った時点では、申請地内になんだいやということがありまして、まず進入道路が造られていたり、撤去可能なんですけど鉄骨の倉庫がでーんとすわってあったなということで、その後本人さんに連絡を取って17日時点では進入路もきれいに畑状態、また倉庫もきれいに撤去しましたということで写真の添付を受けております。ほかの点については事務局

の説明どおりで、なんら補足はございません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第42号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第42号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、18番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 9月11日、原委員と私と事務局で非農地証明の現地確認を行いました。先ほど事務局の説明のとおりでなんら補足することはございません。報告を終わります。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第42号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第43号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長(大原 博幸) 日程第7、第43号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長(大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員(西沢 泰裕) 9月14日、瀧下委員、事務局2名、関係部局1名の5名で現地確認いたしました。この方は先ほどの8ページで3条申請出ていて許可あったわけですけど、この隣接地ということで、55センチ客土することによってかなり営農も耕作しやすい土地になろうかなと期待しております。以上です。

○議長(大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第43号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第44号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第44号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○9番（井谷 勝彦） 43ページの下2件なんですけども、一部になっているんですけども、残りの部分はどうなっているのでしょうか。

○事務局（西田 弥） こちらのようですが、この2件につきましては貸されている部分のみ記載されておりまして、貸されていない部分につきましては所有者の方が耕作されているということでございます。

○議長（大原 博幸） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第44号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第45号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第45号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第45号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

第46号議案、令和2年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第46号議案「令和2年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局（上阪 善晴） 46ページをご覧ください。令和2年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただくものです。

意見書の作成にあたり、役員会4回、農地対策委員会、意見書検討部会ですけれども2回、同正副部会長会3回、項目別調整会延べ9回、それぞれ開催いただいています。委員のみなさまには大変ご協力いただきありがとうございました。

○議長（大原 博幸） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時50分）

（再開 午後3時00分）

○議長（大原 博幸） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○事務局（上阪 善晴） それでは、意見の取りまとめの代表をしていただきました農地対策委員長、意見書検討部会部会長の原委員から一言いただきたいと思います。

○17番（原 清美） 令和2年度豊岡市農政等に関する意見書について説明させていただきます。

本年度は昨年と違い6項目にし、1つ目は「遊休農地の発生防止及び解消」、2つ目は「担い手農家や集落営農の育成と支援」、3つ目は「地域を支える農政」、4つ目は「有害鳥獣の被害防止対策の強化」、5つ目は「環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育」、そして今年新に6つ目を「その他」として、それぞれ担当を決めさせていただき、原稿を集約させていただいたものが今みなさまのお手元にございます提案書であります。農業委員会に関する法律第38条に基づくものでございまして、市長に対してこれらの提案で進めさせていただきたいと思っております。この意見書につきましては、みなさまからの思いと違う部分があるかもしれません。ですので、より適切な意見となりますようご審議をお願いしたいと思います。どうぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。失礼しました。

○事務局（上阪 善晴） 意見を提出したのに反映されていないと思われる方もいらっしゃると思います。けれども、どれも現場活動を通じて肌で感じられた貴重なご意見として認識しております。取り上げないということではなく、来年度以降も引き続き検討していくということをご理解をいただきたいと思います。

内容に入ります前に修正をお願いしたいところがあります。51ページ、4番、有害鳥獣の被害防止対策の強化なんですけれども、(2)の一番最後の行、国・県に要望されたいところを県・国に働きかけをされたいに修正をお願いいたします。

それでは、内容につきまして音読をもって提案とさせていただきます。

まず47ページの「はじめに」、は事務局から音読させていただきます。

はじめに。今社会は、日本のみならず世界中が、新型コロナウイルス禍により大きく揺れ動いています。テレワーク、ソーシャルディスタンス、三密など耳慣れない言葉が使われるようになり、行動は自粛が要請され経済は停滞し、これからはコロナの時代と言われますが、どうなっていくのか、先の見えない混沌とした社会となっています。

農業面におきましても、行動の自粛は労働力の不足を助長し、農産物の消費低迷を招くなど大きな影を落としています。特に農産物の基本的生産基盤である農地は、耕作放棄が進み遊休農地がますます増加するのではないかと心配されます。しかし、市民、国民の命を守る産業としての農業を停滞させるわけにはいきません。

このような社会情勢の中、豊岡市農業委員会では、令和2年度豊岡市農政に対する意見を取りまとめました。

今年のテーマは、①遊休農地の発生防止及び解消、②担い手農家や集落営農の育成と支援、③地域を支える農政、④有害鳥獣の被害防止対策の強化、⑤環境にやさしい農業の

推進及び地産地消と食農教育の5項目ですが、加えて⑥にその他として「スマート農業」・「農福連携」について取り上げました。

農業委員19名、農地利用最適化推進委員25名が、農地パトロールや営農支援活動などを通じて肌で感じた思いを、農地対策委員会において取りまとめたものです。

市におかれましては、令和3年度予算編成にあたり、農業振興並びに農地利用の最適化に特段の配慮をいただくとともに、豊岡市農業ビジョン『豊岡グッドローカル農業』の実現に向け尽力されるよう要請し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出します。

49ページ以降につきましては項目ごとに代表委員から音読をお願いします。

○18番（村田 憲夫） それでは、遊休農地の発生防止及び解消ということで、宮岡委員と和田委員の3名で原案を作成いたしました。音読をもって提出といたします。座って読み上げます。

1 遊休農地の発生防止及び解消。（1）農地利用最適化に関する連携支援について。ア 遊休農地の発生防止及び解消のため、区・農会・営農組合組織等の協力を得て、担い手への利用集積などの推進を図っているが、より一層、市・県・国・中間管理機構の補助制度の活用など連携支援を強化されたい。イ 市内全域で人・農地プランが作成されているが、市・農業委員会・JA・区・農会の連携を深めるよう指導を一層強化されたい。なお、中間管理機構の補助制度が地域の実情に沿ったものとなるよう、強く働きかけられたい。（2）発生防止及び解消に向けた具体的な支援について。遊休農地を活用できるよう、転作作物、ビオトープ等の活用提案を行うなど幅広い支援を進められたい。ア 近年、遊休農地予備軍が増加している。守るべき農地を地元で決め、豊岡市多面的機能支払交付金制度などを活用して、地域で農地を守れるよう、幅広い指導をされたい。イ 大型機械が使用できるよう、水田の大型化、農道拡幅や水路改修等の基盤整備を地域で行うよう市・県が一体となり、より一層の指導をされたい。ウ 中山間地域では、高齢者が地域の担い手となり農地を守っている。個人では対応できない遊休農地は、地区組織で取り組めるよう指導と支援の充実を図られたい。以上です。

○8番（上坂 定） 項目2の担い手農家や集落営農等の育成と支援が担当で、西沢委員、森田委員、事務局の4名でみなさんの提出意見等を基に提案させていただきます。音読によって進めさせていただきます。

2 担い手農家や集落営農等の育成と支援。（1）担い手農家の育成と支援について。ア 農業スクールでは、これまで17人が卒業し、うち16人が就農しており、市の担い手育成に大きな役割を果たしている。今後も継続するとともに、女性活躍社会の実現や人生100年時代を見据え、シニア世代を含めるなど募集要件を引き続き見直されたい。イ スクール卒業生の自立を促進するため、初期投資に係る支援制度の拡充と事業が軌道に乗るまでのさらなる技術指導を検討されたい。（2）集落営農の育成と支援について。ア 集落営農の構成員は年々高齢化しており、後継者の確保が課題となっている。市・県

等行政機関とJAが一体となり、長期にわたる育成・支援制度を確立されたい。イ 既存の集落営農等の組織では、米価の下落や構成員の高齢化を背景に厳しい経営環境にあるので、省力化に寄与する機械・技術の導入や既存機械更新時の支援制度を検討されたい。以上です。

○16番（仲川 弘之） 地域を支える農政ということで、井谷委員、大谷委員、私の3名で検討させていただいて原案を作っております。それでは音読をいたします。

3 地域を支える農政。（1）人・農地プランの取り組みについて。人・農地プランは重点的に推進するよう法改正されたが、今後、集落に入るため、市・農業委員会・JA・区・農会の連携を深める施策に取り組みたい。（2）豊岡市多面的機能支払交付金制度の推進について。ア 共同活動について。引き続き事務の簡素化を要望するとともに、活用している地域の実施方法を収集のうえ、全市的に周知するなどして一層の推進を図られたい。イ 施設の長寿命化活動支援制度の推進について。農業施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化活動支援制度の活用について積極的な指導・支援を推進し、制度の改正により希望する事業ができない状況にある取り組み内容の緩和について、県・国に要望されたい。（3）中山間地域における農村を活性化する支援について。ア 新規就農者の育成支援。認定農業者などの担い手がない中山間地域において、今後、中心経営体として有力と考えられる退職者、農業以外の仕事を持っている方をターゲットに『半農半X』などの多様な形態で新規就農を促す支援を検討されたい。イ 農業者意外と共同して進める施策。農産物を生産、加工する企業を誘致し、農業者とともに地元の農業を活性化する施策を検討されたい。以上です。

○6番（石橋 重利） この項目につきましては、平野、大坪両委員さんとともに協議をしまして、基本的な考え方といたしまして、この対策の強化につきましては被害防止の対策と個体数減少の対策について、この2つに分けて結論を導き出しました。それでは音読をさせていただきます。

4 有害鳥獣の被害防止対策の強化。（1）被害防止の対策について。ア サルによる被害は、農作物のみならず、家屋などの損傷が非常に深刻である。現状の補助制度に加え、さらなる充実を図られたい。また、サルの捕獲にかかる保護政策を見直すよう、県・国に働きかけをされたい。イ 鹿・猪の被害対策として、電気柵・ワイヤーメッシュ等の防護柵が非常に有効だと評価している。特に堅固なワイヤーメッシュ及び設置費用が高額なので、補助を半額以上にするなどして、設置に対する支援をより一層充実されたい。ウ バッファゾーン整備の補助事業について、採択件数を増やすよう、県・国に働きかけをされたい。（2）個体数減少の対策について。有害鳥獣の被害は、猪・鹿の大型獣に加え、ハクビシン・アライグマ・タヌキ等の中型獣によるものも深刻である。被害を軽減するには、個体数を減少させる事が最大の有効施策と考える。よって、狩猟者の増加を図るための支援とともに、狩猟条件の緩和などについて県・国に働きかけをされたい。以上でございます。

○14 番（高尾 利美） 5 環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育についてです。座って失礼します。瀧下委員、原委員、高尾でとりまとめました。

（1）環境にやさしい農業の推進について。有機 J A S などの認証にかかる手続きやメリットについての広報を強化し、農業者による認証取得をすすめ、農産物の高付加価値化を図り、安全・安心な豊岡ブランドの醸成を推進されたい。（2）地産地消の推進について。コウノトリ育む農法のお米やコウノトリの舞ブランドの農産物を中心とした安全・安心な豊岡ブランド農産物の普及をさらにすすめつつ、豊岡産農産物を扱う店舗、食材として利用する飲食店や宿などに対して「(仮称) 地産地消推奨店」のプレートを作成し掲示する取り組みを進めるなど、豊岡産農産物の消費推進を図るための施策を講じられたい。

（3）食農教育の推進について。次代を担う子どもたちや若い世代が農業に興味・関心を持てるよう、農業団体や食品関連企業とも連携して、地域・学校・園で、その地域の伝統野菜や行事食などについて学ぶ食農教育を積極的に進められたい。以上です。

○11 番（中島 覚） その他の部会について、ご報告いたします。メンバーは大原会長を顧問に平峰委員と栗原委員と私中島とで検討してまいりました。6 件いただいた意見の中から、近年の主要施策となる農業の対応策、新しく近未来の対応策としての将来性を鑑み、スマート農業と農福連携をテーマとして選定させていただきました。それでは読み上げさせていただきます。

6 その他。（1）「スマート農業」の推進について。農業者の多くが、「スマート農業」について理解されていない現状がある。「スマート農業」という言葉・狙い・活用事例・投資と効果等の内容、相談窓口、補助金の有無等、市におけるスマート農業推進に向け、関係組織・メーカーの協力を得ながら、情報を収集し広報に努められたい。加えて、市として「スマート農業」への3年間の取り組みの実例についても、今後より良い農業を行う上での参考事例として、成果を検証し、農業者が活用できるよう努められたい。（2）「農福連携」運用の仕組み作りについて。農福連携は、障害を持つ方々の働く場を創ることで、自信や生きがいを持つことができ、農業では高齢化による後継者や働き手不足の解消になるなど、双方の持つ課題を解消できる有効な取り組みと考える。小さな世界都市『豊岡グッドローカル農業』を意識した、福祉と農業をマッチングする運用し易い、多様な人材を活かした独自の仕組み作りを行い、普及に努められたい。以上です。

○事務局（上阪 善晴） 以上が意見書の内容です。なお、修正を必要とするときは、その修正を会長に一任していただきたく考えております。事務局からの説明を終わります。

○議長（大原 博幸） 事務局からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○12 番（西沢 泰裕） 始まる前に上阪さんの方から訂正があった51ページの4の（2）で、狩猟条件の緩和などについて県・国に働きかけをされたい、これと同じような文章が

50ページの3の(2)のイの取り組み内容の緩和について、県・国に要望されたいって、同じような文章があるんですが、これとは働きかけされたい、変えなくていいんですか。

○事務局（上阪 善晴） こちらも直したいと思います。市独自でできる施策と市ではどうしようもないという施策がありまして、市でどうしようもない場合はこういう働きかけをされたいという表記にしておりますので、こちらをあわせて修正させていただきたいと思います。

○12番（西沢 泰裕） もう1点、私も役員として何回か見させてもらって校正には絡んだんですけど、はじめにの文章の中で、上から5行目なんですけど、「農業面におきましても、行動の自粛は労働力の不足を助長し、」その結果「農産物の消費低迷を招くなど」というふうに受け取れる。これは結果ではないですよ。「助長し」のこの「し」は後に結果が来るような使いかたになりかねないような感じがするので、私は、「不足を助長し、また農産物の消費低迷を招くなど大きな影響が出ています」と、こんなふうにしたほうがいいかなとふと思ったんですけど。

○議長（大原 博幸） それでいいと思います。私の思いとしては労働力不足も農業関係で大きな問題になっていきますし、消費低迷も大きな問題になっているし、並列的にどちらも理解していただく必要があるかなということで、労働力不足の結果ということではなくて、両方表現したいという思いでこういうふうな表現にしたんです。だからみなさんが思われてどちらがいいかということで。西沢さんおっしゃったように、結果としての消費低迷、消費低迷の方に重点を置くんだったらそれでもいいと思いますし、労働力不足ということが重要やということでしたらまたちょっと違ってくるのかなというふうに思いますので、その辺の解釈のしかただと思うんですけどね。

その辺は参考にさせていただいて、また判断させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

○14番（高尾 利美） なにがというのじゃなくて、7月の意見書の説明会のときに、文章は「ですます調」でとおっしゃっていたと思うんです。はじめには「ですます調」なんですけど、ほかの項目については深刻であるとか考えるという形で終わっています。文章を統一した方がよくはないですか。

○議長（大原 博幸） 直さないといけないところはどこどこありますか。

○14番（高尾 利美） たくさん。例えば50ページの4でしたら非常に深刻であるですとか、6番に関しても(1)現状があるとか、52ページのところも取り組みと考えると、たくさんあるんですけども、統一した方がいいと思います。

○事務局（上阪 善晴） また、チェックします。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

○1番（瀧下 康徳） 細かいことを言うとたくさん気になるところがあるんですけど、

それを言って言いのですか。表現とかいうことなんですけど、まず49ページの1の(2)のAなんですけど、「守るべき農地を」の次の行の「活用して」のところ、これは誰が活用するんですか。

○事務局（上阪 善晴） これは農業者です。

○1番（瀧下 康徳） 農業者が活用するわけですか。これ、主語が豊岡市に読めるんですよ。だから言い方を変えるかしないと、ぱっと読んだときに豊岡市が活用してというふうに読めてしまう表現になってますので。それから同じようなことなんですけど、2の(2)の2行目の「市・県等行政機関とJAが一体となり」、一体となるというのは市が一体となるように動けという意味ですか。動いてくださいと。これは市に提言するんですよ。そのへんが分かりづらいというか、一体となりというのは、あくまで主体は市、県、行政機関、そういったものが一体となりなさいというふうに読めるような気がするんです。それから50ページの3の(1)なんですけども、1行目の「法改正されたが、今後、集落に入るため、」これ、意味が分からないんですけど。集落に入る、何が集落に入るんですか。

○事務局（上阪 善晴） 人・農地プランを実質化するために集落に入る。

○1番（瀧下 康徳） 集落に入るの主語がないです。誰がというのが。分かりづらいです。

○18番（村田 憲夫） 細かいところは原さんが市長に説明されるときに付け加えて、文書の方には1から10まで書く必要はないと思うんですが。口頭で説明されるときに説明されたらいいものだと私は思います。

○1番（瀧下 康徳） おっしゃることは分かりますけど、できるだけ文章で分かるように書くべきだと思います。説明はしていただけたらいいと思います。

○議長（大原 博幸） 貴重な意見、ありがとうございます。それはできるだけ配慮したいと思います。主語と述語が明確になった方がいいと思います。

全体としての主語は豊岡市。豊岡市に対する意見ですから。場面、場面でそういう主語が弱まってきたりというようなことが出てきてしまうのかなと思うんですけどね。

○事務局（上阪 善晴） 事務局で、ご指摘いただいた点を取りまとめますので、修正を会長一任としていただきたいと思います。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第46号議案「令和2年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和2年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時25分閉会